

各 位

会 社 名 u n b a n k e d株式会社
代表者名 代表取締役社長 平井 兼人
(コード：8746 東証スタンダード市場)
問合せ先 管理本部長 花岡 亮佑
電話番号 03-6456-2670(代表)

当社銀行口座の出金停止および事業の一時停止に関するお知らせ

本日、当社の銀行口座において出金停止措置がとられる事態が発生し、その影響により事業の一部を一時停止することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社の銀行口座が出金停止に至った経緯

前代表取締役の胡燕氏（以下、「胡氏」といいます。）は、2026年 7 月 17 日開催の取締役会で代表取締役を解職されておりますが、その決議が不存在または無効であるとして、2026年 8 月 7 日付で東京地方裁判所に、現代表取締役平井兼人氏の職務執行停止を求める仮処分命令申立をしております。

昨日の午後、胡氏の代理人弁護士から、上記の申立を根拠として、当社が利用している主要な銀行に対し出金停止の要請があり、銀行側の判断において、出金（振込、引落し、現金引出等）の停止措置がとられ、本日から出金ができない状態となりました。

当社におきましては、顧問弁護士を通じて速やかに各銀行との協議および出金停止措置の解除に向けた交渉を行っておりますが、現時点におきましては、東京地方裁判所による仮処分決定等の法的判断を待つ必要があるとの見解が銀行側から示されております。

2. 一部事業の一時停止について

上記の口座出金停止措置に伴い、決済手続きに支障が生じることから、誠に遺憾ながら金地金事業の取引（買取り・販売等）を一時的に停止せざるを得ない状況となっております。

なお、給与支払等の資金繰りや他事業の運営には、現時点では大きな影響が出ないものと見込んでおります。

3. 今後の影響について

当社は、前代表取締役の胡氏による今般の要請および主張には正当な法的根拠が存在しないものと考えております。当社顧問弁護士と密に連携のうえ、口座出金停止状態を速やかに解消すべく、東京地方裁判所に対しても速やかな決定を求めていく方針です。

遅くとも2026年 9 月末までには東京地方裁判所による仮処分決定に関する判断が下され、口座出金停止措置が解除されるものと見込んでおり、2026年10月からは金地金事業を再開する予定ですが、業績への影響について開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上